

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社A工場（以下「事業場」という。）に採用され、製品の配送業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日正午頃、請求人は、トラックの助手席に同乗して配送業務に従事していたが、配送先であるA県C市内のスーパーマーケットの納品口に荷台をつけるためトラックを後進していたところ、トラック後部が納品口の支柱に当たり、その衝撃で負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌日、D病院に受診し「頸部捻挫」と診断され、平成〇年〇月〇日には、E病院に受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、前胸部痛、四肢筋痙攣」と診断されて、加療を続けた。その後、平成〇年〇月〇日以降、Fセンター、G病院など複数の医療機関や接骨院に受診し、療養を継続した。

請求人は、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの療養補償給付及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求

に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日に治癒したものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) H医師は意見書で、要旨、「当該交通事故により椎間板が損傷され、頸椎椎間板ヘルニアを発症し、その程度は経時的に進行しており、根治的には外科的にヘルニアを摘出し、C5/6の椎間固定が必要であり、平成〇年〇月末での治癒の判断は取り消すべきである」と述べ、脊椎外科専門医による判断を求める旨主張している。

(2) そこで、当審査会において平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日並びに平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日撮影の請求人の頸椎MRI画像の読影を行った。

その結果、平成〇年にE病院で撮影された2回のMRI画像においては、C5/6の椎間板の後方への軽度の突出像を認めるが、両者間に有意な変化は認められない。一方、平成〇年にG病院で撮影された2回のMRI画像においては、C5/6の椎間板の後方への突出が平成〇年撮影のものに比較して、やや増強しているように見える。しかしながら、両病院のMRIの撮影条件は明らかに異なっていることから、単純に両者を比較することには注意を要する。

(3) 請求人らは、本件事故により頸椎椎間板ヘルニアを発症し、症状が進行していると主張し、H医師も意見書(その2)で、MRI画像所見の変化から明らかであり、医学的に断定できると述べているが、仮に、画像診断上椎間板ヘルニアの進行が認められるとしても、それが、本件災害に近接する期間ではなく、

本件災害後7か月以上経過してからであることに照らすと、当該椎間板ヘルニアの進行と本件災害との間に相当因果関係があるとはいえない。

したがって、当審査会においても、平成〇年〇月〇日をもって治ゆとする監督署長の判断は妥当であると判断する。

(4) なお、請求人のその他の再審査請求の理由についても子細に検討したが、上記結果を左右するに足りるものは見出せなかったことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。